

## 2017年3月24日 共謀罪意見書 討論 やまべひろし

日本共産党熊本市議団の山部洋史です。

「発議 第 5 号 組織犯罪処罰法改定案の撤回を求める意見書」に賛成の立場から討論を行います。

安倍政権は、国民の批判が日に日に高まっている「共謀罪」を導入する組織犯罪処罰法改定案を「テロ等準備罪」に名称を変えるなどして閣議決定しました。政府・与党は「対象犯罪を減らした」「条文のなかにテロの文言を入れた」「準備行為を要件とした」「組織的犯罪集団だけが対象」等の「手直し」をしたしていますが、基本的な本質は変わっていません。

まず、第一に問題として指摘しておきたいのは、そもそも刑法の大原則は、犯罪の結果を現実に引き起こした行為のみを罰し、犯罪の計画・合意があっても内心にとどまる限り処罰しないというものです。犯罪の結果が生じて初めて処罰するのが原則です。それを、277もの犯罪について、共謀＝内心の段階で、何もしていないのに合意だけで処罰するというのは、この大原則に背くもので、とうてい許されるものではありません。

犯罪の結果からさかのぼり、予備行為の更に手前の「合意」を処罰しようとするれば、人の内心の状態を監視、把握する捜査手段の拡大がもたらされます。国民が国家権力による日常的監視にさらされることになります。

内心の処罰と国家による日常的監視は、金田勝年法務大臣が衆議院法務委員会で「思想の自由、内心の自由、そうしたものを対象として（憲法との関係を）検討している」とあからさまに述べている通り、日本国憲法19条で保障する、思想・良心の自由を侵害することにつながるものです。

ゆえに、過去3回、今回と同様に「国際組織犯罪防止条約締結に向けた国内法整備のため」と称して、共謀罪を盛り込み、国会に提出された同法案は、国民の反対によって、いずれも廃案となった経緯があるものです。

第二に、今度の法案に「共謀」の言葉はありません。しかし、法案の「（犯罪の）遂行を二人以上で計画した者」との文言は、法律的には「犯罪を共謀した者」と全く同じ意味で「共謀」を処罰する性格は変わっていません。政府のいう「手直し」も、単なるイメージの操作にすぎず、何の限定にもなっていません。

今回、政府は、取り締まりの対象は、テロ組織、暴力団、薬物密売組織など「組織的犯罪集団」に限る、「一般の人は対象にならない、従来の共謀罪とは全く別物」と言います。しかし国会で、金田法務大臣は、集団について「それ以外のものも含まれる場合」があり、何が「共謀」に当たるのかを判断するのは捜査機関だと述べました。安倍首相も、組織的犯罪集団の「法定上の定義はない」と認めています。法

務省も「正当に活動する団体」でも「犯罪を行う団体に一変したと認められる場合」には処罰の対象になるとの見解を示しています。

また、犯罪の準備を行う点を入れた、組織的犯罪集団の行為に限って罰するとしたから一般の人は巻きこまれない、といっているのもごまかしです。なぜならば、犯罪の「準備」として、「資金」「物品」の手配、「下見」など、普通の人々が犯罪とは無関係に行う行為が例示されており、「その他の準備行為」という規定とも相まって、どのような口実で犯人に仕立て上げられるかが全く分かりません。

結局、判断は、捜査機関に事実上、委ねられることになり、捜査機関の解釈や裁量次第で、労働組合や市民団体でも対象にされかねないということです。

しかも金田法務大臣は、共謀罪をめぐる捜査の中で、将来的に、電話などの盗聴を可能にする「通信傍受法」を使うことも検討している、と明らかにしました。2月27日の衆院予算委員会でも、金田大臣は、LINE上でのやりとりでも「共謀」が成立しうるとの考えをあらためて示し、いわゆる顔文字やイラストなどメールなどを使った日常会話も、警察の恣意的な解釈捜査で、犯罪の「共謀」に仕立て上げられる危険性が、鮮明になりました。

この間、大分県警・別府署による労働組合事務所へのビデオカメラによる違法な隠し撮りという常時監視など、不当な捜査も行われてきました。「一般人は対象にならない」どころか、何の歯止めもないことは明白です。

第三に、政府はこれまで、「テロ対策だ」と強調して、その根拠の一つに「国際組織犯罪防止・TOC条約」締結をあげてきました。しかし、これも国会の論戦で破綻しています。私たちがテロは絶対に許さないという立場です。

日本は、すでにテロ防止のための13の国際条約を締結し、57の重大犯罪について、未遂より前の段階で処罰できる国内法も整備しています。もともとTOC条約の主眼は、その条文からしても、また、国連事務所による条約の説明(立法ガイド)においても、マフィアなどによる経済犯罪や麻薬取引などの犯罪の取り締まりを念頭においたものです。

実際、法務省が2月末に与党に示した法案の原案には「テロ」の文字がありませんでした。これに対し「テロ対策」という矛盾、破たんを追及する声が上がると、政府・与党はあわてて「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」と文言を修正、挿入しました。

それでも「テロリズム集団その他の」とされている通り、「テロリズム集団」には限定されず、「テロ対策」の説明は矛盾を抱えたままです。

今回の「テロ等準備罪」は、憲法に違反し、国民監視の暗闇社会を生み出す憲法違反、立憲主義破壊の法案であり、国民の強い反対で過去3度廃案となった共謀罪とその本質は同一です。今回も世論調査でも国民の反対が上まわっています。

よって、政府におかれては共謀罪を導入する、違憲立法の組織犯罪処罰法改定案を撤回されるよう

強く求めるものです。

議員各位の賛同を求めますと同時に、日本共産党は、党派を超えて広く国民各層と手を結び、同法案を撤回させるために、全力を尽くす決意を申し述べ、私の討論といたします。